

(受 付)		課 長	庶務経理係長	施設係長	課内合議	納付書
	審査					
	検査					

給 水 契 約 申 込 書

給水装置(新設・改造・修繕・撤去)・(臨時)工事申請書【 】

令和 年 月 日									
(申込先) 富士見町長									
富士見町給水条例により給水契約の申込・給水装置工事の施行を申請します。									
なお、当申請に関する一切の権限を、下記代理人に委任します。									
工事後の維持管理については、富士見町給水条例の条項に従います。									
申請地		富士見町 (地区)							
申請者	住所	〒							
	フリガナ	電話 () -							
	氏名	印							
用途		家事用・別荘・その他 ()				受水槽	有・無		
工事施工者 (代理人)	住所	〒				減圧弁	有・無		
	指定店名	電話				水圧場所	MPa		
	担当主任技術者	印							
着工予定	令和 年 月 日	竣工予定	令和 年 月 日	メーターNo.					
量水器口径	φ mm	水圧検査	令和 年 月 日	竣工検査		令和 年 月 日			
加入金 特別加入金	円 円	検査料 審査手数料	円 円	排水設備		・既設・新設予定・無			

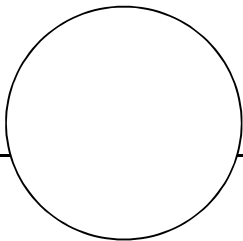
【添付書類】

◎ チェック表	新設	改造	修繕	工事施工者	給水担当者
1. 申請地位置図及び公図	○	○	○		
2. 平面図（方位・縮尺・水栓箇所が記入されたもの）	○	○	○		
3. 配管図もしくは透視図（配水管から各水栓まで）	○	○	○		
4. 給水装置寄付採納願（新設の場合：取出しからメーター止水栓まで）	○	／	／		
5. メーター使用開始届（新設、メーター器口径増減、臨時の場合に提出）	○	／	／		
6. 土地使用の承諾書（土地所有者と申請者が異なる場合添付のこと）	○	○	／		
7. その他（「道路・河川占用許可書の写し」、「損失水頭計算書」等）	○	○	／		

注 1 給水契約の内容は、富士見町給水条例となります。

注 2 申請者は太枠内を記入して下さい。

注 3 申請書類提出部数は、水道工事仕様書に基づき必要部数を添付すること。



課 長	係 長		係	
	庶務経理	施 設	庶務経理	施 設

令和 年 月 日

富 士 見 町 長 様

届出人 住 所

所有者
使用者
代理人

氏 名

印

※〇印

メーター使用開始届

メーター器設置場所(申請場所)

富士見町 番地 (行政区:)

使用者住所	使用者名 印
所有者住所	所有者名 印

用 途	①家事・一般用 ②官公署・学校 ③営業用 ④工場用 ⑤公衆浴場用 ⑥その他
-----	---------------------------------------

メーター番号			使用開始(出庫)日	開始時指針	施 工 業 者
年度	番 号	口径	令和 年 月 日	m3	

処 理 欄							
受付番号			使用期間	(使用開始日) (次回定例日) / ~ / 定			
配水池(水系)名	水系コード	配水池名	月数				
お客様番号			次回定例日 指針				
検針順路			使用量				
給水地区	一般地区 ・ 保健休養地地区		水道料金 (税込)				
検針区分	偶検 ・ 年検		住民コード				
排水設備	あり(既設・新設) ・ なし						
			開栓入力	調定確認(初回)		調定確認(次回)	

給 水 装 置 寄 付 採 納 願

このたび設置した、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する
給水用具のうち、量水器までの下記の施設を寄付しますから受納してください。

記

施設の所在地	富士見町 番地
布設管種及び 給水用具	メーター器一次側給水装置 一式

令和 年 月 日

富 士 見 町 長 殿

住 所

氏 名

印

(2019. 5)

土地 使用 の 承 諾 書

給水申請者(給水装置所有者) の水道管(給水装置)
を布設するにあたり、土地所有者 の所有する土地
富士見町 番地 地目()
に水道管(給水装置)を埋設することを承諾します。
なお、水道管(給水装置)を移動する必要がある場合及び事故等が発生した場合
は、給水装置所有者が土地所有者に一切の迷惑をかけず、費用の全額を負担します。

令和 年 月 日

富士見町長 殿

土地所有者	住 所	
	氏 名	印

給水申請者	住 所	
(給水装置所有者)	氏 名	印

水道管埋設位置図



※ 注意 公図写し添付のこと。

(2019.5)

口径の決定計算書

[illegible]

給水装置所有者代理人届(変更届)

富 士 見 町 長 殿

富士見町給水条例第16条の規定により、

☐ 令和 年 月 日

☐ 工事完了日

から下記の者を私の代理人と定めたのでお届けします。

令和 年 月 日

給水装置所有者 住 所

氏 名

印

電 話

私は上記の者の代理人となることを承諾します。

令和 年 月 日

代理人 住 所

氏 名

印

電 話

代理人の資格：富士見町に居住し独立の生計を営む世帯主であること。

又は、主たる事務所を町内に置く法人であること。

(町外の代理人を選任する場合は事前にご相談ください)

代理人の義務：富士見町給水条例に定める一切の事項。

(2024.7)

給水装置工事竣工検査申請書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見町長

住所
氏名
印

下記給水工事が竣工したので検査をしてください。

記

- 1. 申請者氏名
- 2. 申請場所
- 3. 給水装置工事事業者
- 4. 検査希望日時

5. 添付書類

平面図	配管図	材料表	器具表	チェック表

上下水道課処理欄

- 1. 検査日時
- 2. メーター出庫日、番号
- 3. 検査担当者
- 4. 検査結果

決 裁	庶務経理	施 設	課内合議	課外合議

- 1 ☐ メーター及び止水栓は逆付け、偏りがなく水平に設置されていること。
- 2 ☐ 検針、取り替えに支障がないこと。
- 3 ☐ 止水栓操作に支障のないこと。
- 4 ☐ メーター等の凍結防止の措置が行われていること。
- 5 ☐ 標示杭が設置されていること。
- 6 ☐ 所定の埋設深で施工されていること。(埋設部)
- 7 ☐ きよう、ます等に傾き等なく、設置基準に適合すること。
- 8 ☐ 甲止水栓のスピンドルの位置がBOXの中心にあること。
- 9 ☐ 甲止水栓の設置場所が、オフセット図と合致していること。
- 10 ☐ 配管は、延長、給水用具等の位置が、竣工図面と一致すること。
- 11 ☐ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直結連結されていないこと。
- 12 ☐ 配管の口径、経路、構造が適切であること。
- 13 ☐ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するため、適切な処置がされていること。
- 14 ☐ 逆流防止の為の給水用具の設置及び、流し台、手洗、BATH等の吐水口空間が、規定どおりとられていること。
- 15 ☐ クロスコネクションがないこと。
- 16 ☐ 適切な配管接合が行われていること。
- 17 ☐ 給水用具との接合も性能基準適合品の部材で施工されていること。
- 18 ☐ 通水した後、各給水用具から、それぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用の吐水量、動作状態などについて、確認すること。
- 19 ☐ 水圧試験は1.75Mpa(1分間)で行い、漏水等はないこと。(自社検査実施のこと)
- 20 ☐ 水質は、無味、無臭、無濁度を確認すること。
- 21 ☐ 凍結防止帯のコンセント数を確認し、使用者に取り扱い及び管理方法の説明を十分すること。
- 22 ☐ 受水槽設置の際は、吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。

場 所 吐 水 口 空 間

令和 年 月 日

以上この現場について検査確認をしました。

主任技術者

氏 名

印

給水用具リスト

現場名

主任技術者

給水管

[illegible]

給水器具

名 称	メ ー カ ー	型 番 号
台 所		
洗 面 所		
浴 室		
洗 濯		
便 器		
手 洗 い		
ボ イ ラ ー		
不 凍 栓		
水 抜 栓		
止 水 栓		
甲 止 水 栓		
受 水 槽		

上下水道使用料減免申請及び証明書

富士見町上下水道事業者
富士見町長 殿

令和 年 月 日

上下水道使用料について、地下漏水等のため下記により軽減申請をいたします。
尚、今後は漏水のないように注意して管理を行います。

申請者	住所		電話番号	
	氏名	印	水栓コード ※	
使用者名			使用者番号 ※	
給水設置場所		富士見町 番地	住民コード ※	

【注意事項】

1. 修繕証明書発行日から2週間以内の申請分とさせていただきます。
2. 地下漏水等で、「指定給水装置工事事業者」の修繕したものに限ります。
3. 本人が承知している漏水については、減免の対象となりません。
4. 工事写真については修繕前・修繕後の給水管の漏水状況を撮影すること。
5. その他不明な点は富士見町役場 上下水道課 庶務経理係にお問い合わせください。

TEL 0266-62-9352 (直)

令和 年 月 日

修繕工事証明書

メーター口径	φ	メーター番号	
漏水原因・箇所			
工事終了日	令和 年 月 日	終了時指針	m ³
証明発行日	令和 年 月 日		
指定給水装置工事事業者	印		